

老齢厚生年金、老齢基礎年金、年金払い退職給付の繰上げに関する一般事項

	老齢基礎年金	老齢厚生年金	年金払い退職給付
請求(申出) 期間	60歳～65歳到達前 ・1月単位で繰上げ可能	60歳～支給開始年齢到達前 ・1月単位で繰上げ可能	・60歳～65歳到達前(組合員である間は不可) ・1月単位で繰上げ可能
年金額	減額率…1月あたり0.5% (H37.4.2生まれ以降は、1月あたり0.4%) ・振替加算は繰上げされない	減額率…1月あたり0.5% (H37.4.2生まれ以降は、1月あたり0.4%) ・加給年金額は繰上げされない(65歳から加算)	終身退職年金の額 ・利息が付される期間が短くなる分、給付算定基礎額が減額 有期退職年金の額 ・利息が付される期間が短くなる分、給付算定基礎額が減額
他の年金との関係	老齢基礎年金、老齢厚生年金(民間企業等勤務時の厚生年金、公務員共済年金、私学共済年金)は同時に繰上げ		別個に繰上げ ※有期退職年金(一時金)と終身退職年金は同時に繰上げ
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・受給開始が早くなる ・短命であると、繰上げしなかった場合より受給総額が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・受給開始が早くなる ・短命であると、繰上げしなかった場合より受給総額が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・受給開始が早くなる ・短命であると、繰上げしなかった場合より終身退職年金の受給総額が増加
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・年金額が減額 ・長命であると、繰上げしなかった場合より受給総額が減少 ・事後重症による障害給付が請求できない ・寡婦年金を受給できない ・国民年金の任意加入ができない ・65歳前は遺族厚生年金と併給されない 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金額が減額 ・長命であると、繰上げしなかった場合より受給総額が減少 ・事後重症による障害給付が請求できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・終身退職年金の年金額が減額 ・長命であると、繰上げしなかった場合より終身退職年金の受給総額が減少
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者特例又は長期在職者特例に該当する場合老齢基礎年金の一部繰上げ請求も可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・在職支給停止や雇用保険受給による停止対象 ・組合員として在職中に繰上げ請求した場合、請求以後の被保険者期間分の年金は、本来の支給開始年齢到達時に加算される。 ・繰上げによる減算額は、転給後の遺族給付には反映しない 	

老齢基礎年金、共済組合以外の老齢厚生年金についての詳細は、年金機構やお近くの年金事務所等にお問い合わせください。